

曹法大中



旧校舎・白門

1993.5

中央大学法曹会

No.14

中央大学校歌

中央大学応援歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

中央大学学友会選定 作詞
古閑裕而 作曲

一、草のみどりに風薰る
丘に目映き白門を

慕い集まる若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を受け伝う

あああ中央 我等が中央

中央の名よ光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

搖がぬ意氣ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉あれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさぼらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ榮あれ

一、憧れ高く空ひろく
理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精銳こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

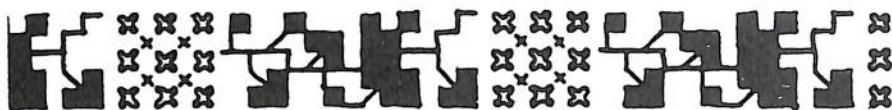
ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央

「中大法曹」第十四号目次



卷頭言	中央大学法曹会幹事長	野宮利雄	(1)
中央大学の現況について	学校法人中央大学理事長	山本清二郎	(7)
ご挨拶	中央大学総長・学長	高木友之助	
新たな協力態勢への出発に向けて	中央大学法学部長	角田邦重	
「法曹論」の原稿依頼を受けて	中央大学法学部教授	永井和也	(13)
中大法曹会への期待	中央大学学員会会長	西達也	(16)
中大学員会と法曹会	中央大学学員会副会長	保之(22)	(10)
学生時代の想いでと期待	学校法人中央大学評議員会議長	大堂邦重	(13)
大学建学の精神	国会白門会会长	阿内三郎	(29)
		内海英郎	(31)

表紙題字揮毫
表紙写真

野宮利雄
旧校舎・白門
撮影福吉實



評議員制度の改革について 学校法人中央大学理事 猪股 喜蔵 (38)

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）改正問題について

木戸口 久治 (49)
設樂 敏男 (56)

中央大学のイメージあれこれ 学校法人中央大学理事
法曹会に何を望むか —中大法曹への期待と提言—

登 (61)

インタビュー

小野幹雄最高裁判所判事に聞く.....

特集「中大法曹会への期待と提言」

東京地方裁判所判事 綿引 穂 (75)

東京検察支部長

札幌地方検察厅検事正 中津川

学外大学教授白門会 木川

東京都庁支部（総務局参事） 西道

白門鑑定士会副会長 一郎

東京地方検察厅検事 定彰 (77)

保森 隆一郎 (83)

倉裕 (88)

大川統一郎 (83)

高道隆一郎 (85)

小林宏也 (85)

会員の声と消息
「八月一五日に想う」

〔千葉城史回顧〕

座談会

大高満範也 (127) 94 (171) 127 (173)



不 介 入

森

謙

關係諸規定

(178 177)

學校法人中央大學基本規程（寄附行為）

中央大學學員會會則

中央大學法曹會會則・諸規定

役員等名簿

學校法人中央大學役員等名簿（中大法曹會關係）

中央大學學員會役員名簿（中大法曹會推薦）

中央大學法曹會役員名簿

中央大學法曹會各種委員會委員名簿

會務報告・主要開催行事

中央大學法曹會事務局長 中津 靖夫

會員名簿補充訂正分

編集後記

(249 213 207) (196)

— 卷頭言 —

中央大学法曹会の役割とあゆみ

中央大学法曹会

幹事長 野宮利雄



母校中央大学に新学部「総合政策学部」が誕生した。新学部の創設は四〇年ぶりのことである。また、法学部に「国際企業関係法学科」が新設され、法律学科のカリキュラムも改正されて、本年四月からそれに基づく授業が開始される。母校が総合大学として発展することは、わが法曹会としても実に喜ばしいことであるとともに、二一世紀に向ってさらに充実し、国家社会に須要の人物として貢献し得る人材の育成を期待したい。

一 中央大学法曹会の四十周年

中央大学法曹会が昭和二六年（一九五一年）に創立されて以来四〇年の歴史を回顧し、来るべき二一世紀への発展を期するため、平成三年一〇月八日、創立四〇周年記念行事が駿河台記念館において、堂野達也学員会会长、山本清二郎中央大学理事長、高木友之助同総長・学長他多数の来賓と、多くの法曹会員のご出席を得て開催された。この行事は、創立三〇周年記念行事が行われたあとの一〇周年に向けての中間的な重要行事と位置づけられて、

設楽敏男前幹事長時代から七五人構成の準備委員会で着々と企画・準備が積み重ねられていたものである。私共の執行部は就任直後、直ちに準備委員会を実行委員会に改組してその実行に取り組んだ。この実行委員会は、接待・記念式典・記念祝宴・講演・財務・記念特集会報編集の六部からなり、法曹会員がそれぞれの役割を分担し、夏季休暇をも返上して、献身的に協力して下さった。執行部一同、感激の極みである。これは法曹会の一〇年に一度の大イベントでもあり、法曹会と母校の興隆発展のため献身する会員各位の意氣を顯示し、あわせて、会員相互の親睦の実を挙げ得たものと確信する。その状況は、「中大法曹・創立四〇周年記念特集・第一三号」（一九九二年五月発行）にて、くわしく報告したとおりである。今振り返ると、もう少し企画・準備の段階で、時間と予算が得られたならば、中大法曹会創立以来の先輩功労者への感謝・顕彰と、会員各位への記念品の贈呈などを行えば、尚、意義深かかったのではないかと思われる。

二 法学部法律学科カリキュラムの改正（新生・法学部の誕生）。

わが法曹会の「中央大学の興隆と司法の発展に寄与する」との目的に関して、法学教育と司法試験改革問題がある。優れた歴史と伝統を有する中大法学部自身の改革について、教学側や法曹会側の先輩から愛校心に満ちた改革案が、この四・五年来、数多く発表されてきた。その一つが、法学部法律学科カリキュラム改正による法学教育の充実、強化策である。このことは、司法試験合格者の数において、一〇年来（中大の多摩校舎移転後において）、東大・早大に比較して少なく、二位・三位である事実（平成四年度の合格者、東大一二六名・早大一一一名・中大一〇一名）を背景にした法曹会側、教学側からの「危機意識」によるもので、外間寛前法学部長時代より論議され、法曹会側としても、現執行部が就任早々の平成三年七月からこの問題に取り組むことになった。法曹会側は、大学問題、法職教育検討委員会や、法職講座運営委員会・講座担当者・司法研修所教官経験者・法曹養成制度改革協議会協議員らが、法学部教授会のカリキュラム委員らと数次の懇談、意見交換を行い、平成四年に入り法学部長に角

田邦重教授が就任され、平成五年四月実施を目途として、急速に進行し、文部省側との協議をも経て本年四月から実施されることは、法曹会としても喜ばしいことである。この改革の眼目は、ゼミ形式による基礎的知識の理解・修得を目的とする。法学部法律学科の専門教育科目一二〇単位必修のなかに、第一・二年次に、法曹論・憲法・刑法・民法の司法演習講座を設け、単位は半期各二単位。一クラス二〇名程度で、各科目一〇クラス程度とし、この講座に教授陣の外に、法曹会より約三〇名の講師（非常勤）が大学の要望により参加する。法曹会は、弁護士である会員で法曹経験五年以上の適任者を選考し、かつ、今回は、初めての企画でもあるので、司法研修所教官経験者の一〇数名を含めて合計三〇名を法学部教授会に推薦した（大学は、この外に法曹論の講師に、最高裁、法務省から、現職の裁判官・検察官各一名の推薦を得ている）。このほか、新カリキュラムでは、三・四年次に、各二単位として、憲・民・刑・商・刑訴・民訴・行政各法の特講という新しい講座を設定することになっている。これらによって学生諸君が法律学の学習に対する興味と意欲を更に盛り上げ、自らが主体となつて勉学に邁進し得る体制が整つたと言えよう。更に、司法試験受験希望者のための計画的な教育は、大学の設置する法職講座と連携し、これを充実・拡充し、駿河台研究室員一〇〇余名の奮起をもたらし、法務省の司法試験合格者一〇〇〇名体制に即応する必要がある。わが法曹会は、一〇〇余の中大法学部としての光榮ある伝統を堅持し、発展させるために、今後とも、法学部の改革に取り組まなければならない。

三 わが法曹会の組織運営について

法曹会は、東京都内に住所又は勤務場所を有する学員たる法曹約二五〇〇名をもつて組織されている学員会支部である。幹事長一名、副幹事長五名、常任幹事五〇名以内、幹事三百名以内の役員で運営されている。このうち、幹事は、平成三年五月に三百名に増員され、主として若手会員が就任している。任期はすべて二年である。しかし、任期満了とともに、幹事長・副幹事長は、確実に交替し、常に新鮮な感覚で会務が執行されているが、幹事・常任

幹事については、本人の希望、病気など特段の事情のない限り、多くは再任されている場合が多い。役員に任期二年の定めがあつても、再任を妨げないとの会則であるから、法曹会の運営に貢献された会員はいつまでも役員として参与されることになる。これは当然ではあると思料されるが、一面、それでは毎年司法試験に合格し、法曹会に入会して来る若き会員の活力を生かし、後進学生の指導に熱情を傾ける会員の参加の機会を縮少することになる。このことは、法職講座で必要とする研修所終了二～三年位の指導者（チユーラー、答練指導者）四〇～六〇名の確保と前述の司法演習講座への講師の推薦、そして、中長期的に継続する法学部と法曹会との強力な連繫を維持・伸長させる点からも、何等かの対応策の必要性を暗示している。執行部としては、法曹会員の予備軍である司法試験合格者を法曹会の懇親会、忘年会に招待したり、合格発表直後に祝賀会、研修所入所・分散・終了等の機会をとらえて会合を持つべく企画してみたが、多忙な行事と重なり、その実行は一部分に止まつた。修習生側からは、意欲的に、先輩との交流を求めてきている。

次に、学員会役員、とくに会長・副会長の定年制と、再任の制限の問題である。この問題は、平成四年春の学員会本部の役員推薦問題に際して具体的に論議された。先輩会員の豊富な経験と深い学識による指導は重要ではあるが、反面、冒頭に述べた新学部・新学科、法学部の改革など、新生法学部に対応する活性力、創造力、行動力など必要とする時代には、いま少し若年会員に活動する場と機会も与えるべきではないか、との考え方である。執行部では、とりあえず、学員会本部の会長・副会長について選任基準を設ける必要の有無について、会則改正委員会に諮問したところ、その答申を頂いた。それによると、1 学員会会長については、年齢制限をしない。2 学員会副会長（七人以上十人以内で、現在十名、内一名は、法曹会推薦者。）については、選任時年齢八〇才未満とする。

3 学員会会長及び学員会副会長について、再任される回数は一回とする（学員会本部の役員の任期は三年であるから、再任一回で六年。これを限度とするのが適當）。執行部は、平成四年一二月四日の常任幹事会・幹事会でご

審議を頂き承認を得たので、法曹会支部の「意見書」として、学員会本部にこの旨を進達した（同年二月七日付）。この点に対する法曹会内部の組織上の論議は、今後の学員会の運営の実際を見守りながら、更に改善して行くべきものとと思料する。

更に、法曹会の運営の実際に関与して感じたことは、大学法学部と法曹会との連携・交流の拡大に伴い、今後は、急速に、しかも確実に、若年法曹会会員の活躍が必要である（それは、単なる親睦のみではない）。私見ではあるが、司法修習生が平成五年度に六三〇名（四七期）となり、平成六年度から（四八期）七〇〇名（和光市に移転）となる状況に鑑みて、思い切って法曹会会則上に、司法研修所の各期の連絡担当者各一名宛（ブロック別に、裁・検・東弁・一弁・二弁）を連絡委員とする役員を新設（少なくとも、研修所卒業後一〇年位まで）し、後進学生の指導と実践的教育に情熱をもつて関与できるような組織態勢を整えなければならないと考える。

四 他の学員会支部との交流について

私共執行部は、中大学員は常に共通の基盤に立って母校に献身すべきであるとの見地から、ひとり法曹会内部の問題のみにとらわれず、南甲俱楽部・体育会など、他の各学員会支部との積極的な交流を実行した。

また弁理士・不動産鑑定士など法曹周辺業務に従事する学員とも交流することにより、「わが中大法曹は、他の学員から、どのように見られているか」を率直に語つて頂いた（本号に詳細は掲載されている）。このような企ては、本学には四〇万近い学員が各分野で活躍されておりながら、從来、ともすれば横の連絡を欠き、互いに学員として協力し合う機会が少なかったのではないかとの反省から考えられたものである。今後も法曹会としては、ぜひあらゆる分野で活躍する学員と積極的に交流し、協力して母校の発展に貢献すべきだと思うのである。

五 日本比較法研究所への参加について

「法科の中央」に相応しく、母校に設置されている日本比較法研究所の第二回国際シンポジウムが本年秋に開催

を予定されている。法曹会としては、同研究所の「貴法曹会と人的交流はもとより、学問的関係も一層深めたい」という年來の願望を実現するため、貴法曹会も参加されたい」との呼びかけに応じ、前執行部以来、法曹会の会員を同シンポジウムに参加させ、学理と実務の融合に寄与することになっている。

六 おわりに

平成三年（一九九一年）五月二二三日、法曹会第二四代幹事長に選任を受けて任期二年がやがて来る。この間、大勢の先輩各位が、中大法曹の誇りと自負心をもって後輩の指導に当られた足跡を回顧しながら、二一世紀の法曹会、中央大学を展望し、本日まで大過なく務めさせて頂いたことは、会員各位のお協力の賜と感謝し、かつ、菅沼隆志弁護士以下五人の副幹事長、中津靖夫弁護士以下七名の事務局各位のお協力のお陰であることに改めて感謝して、卷頭の言葉とする。（五・一・三一）

中央大学の現況について

学校法人 中 央 大 学

理 事 長 山 本 清二郎



中央大学法曹会の会報第十四号発行を心からお祝い申し上げますとともに、日頃から法曹会の野宮利雄幹事長をはじめ、会員の皆様には、本学発展のために多大なご尽力を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。

又、法曹会会員各位におかれましては、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、日夜ご活躍されておりますことにも深く敬意を表します。

さて、本学の現況について若干ご報告申し上げたいと存します。

まず、大学改革についてであります。

顧みますと、教学執行部から大学改革の諸施策が提起されて以来、既に四年が経過いたしましたが、本年は大学改革に始まり、大学改革に終わった年でもありました。

お蔭様で、平成五年四月開設を目指して、鋭意作業を進めておりました「総合政策学部、法学部国際企業関係法学科及び経済学部公共経済学科」の設置につきましては、本年十二月二十一日付で文部大臣の認可を得ることができました。認可に至るまでには申請の準備段階や申請後における文部省との度重なる折衝の過程において、学内外の方々

に大変なご苦労をおかけしました。

特に法学部の改革におきましては、新設の国際企業関係法学科はもとより、既存の法律学科、政治学科のカリキュラム改革につきましても、中大法曹会の大学問題委員会委員各位にご指導ご協力を賜りました。

又、平成五年度より法律学科の一・二年生の専門科目である「法曹論」と「司法演習（憲・民・刑法）」は、法曹会の多数の会員が非常勤講師としてご担当いただき、本学の法曹を志す学生の指導にあたつていただけることを大変心強く思っております。

これも偏に、法曹会会員皆様の母校愛の賜と、重ねて感謝申し上げる次第であります。

新設学部、新設学科の今後につきましては、学生募集の広報活動の展開、教育体制の確立等、所期の目的を達成するためには、まだ多くの問題があろうかと思われます。

私ども理事者は、精一杯の応援をしたいと考えております。又、既存の学部や大学院の充実につきましても、更に改革を継続し推進していかなければならないものと考えております。

次に、基本規定の検討についてであります。

基本規定につきましては、学内外の諸先生方から「基本規定の在り方について検討すべきではないか」という、ご意見を賜っており、理事会でも慎重に審議を重ね、銳意検討してまいりました。その結果、昨年十一月開催の理事会において、理事会中十一人の委員からなる「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討懇談会」の設置を決定したのであります。本懇談会の設置の目的は、基本規定に関する問題点を摘要整理し、理事会として措置すべき方策について検討を行うことであります。そして検討懇談会は、本年一月より木戸口久治座長のもとで毎月ほぼ定期的に懇談が行われています。この懇談会での検討内容は、評議員会制、総長制、理事・監事制等多岐に亘るものであります。来年一月には最終的な報告が理事長に提出される予定であると伺っております。

理事会といたしましては、提言いたしました事項について、早急に検討し基本規定の改善に着手する所存でございます。検討委員各位におかれましては、ご多忙のところ長期間にわたり、ご審議賜りましたことを感謝申し上げます。

ところで、最近の社会は国内外ともに、目まぐるしく変化しており、高等教育を担う大学に対しては、高度情報化・国際化された世界のリーダーとなり得る人材の養成が求められています。他方、私立大学を取り巻く環境は、十八歳人口の激減、国庫補助金の削減傾向等、極めて厳しいものがあります。

このような私立大学を取り巻く環境の激変期を迎えて、いま、本学にとって緊要なことは、社会の変化に即応した「独自性豊かな大学づくり」であり、内実を伴った外から見える改革であります。常に学内の活性化を図りながら、中央大学は動いているということを社会に示し、総合大学としての実力を發揮し、百有余年の歴史と伝統に基づく底力を示す時だと思います。

私ども大学を預かる理事者は、本学発展のために、教育研究条件の改善充実はもとより、財政基盤の確立を図るため、あらゆる関係者の叡知とご協力を得ながら、なお一層の努力を重ねていかなければならぬものと、痛感しています。

どうか法曹会会員各位におかれましても、本学発展のため、なお一層のご指導ご協力を賜りますよう、お願い申し上げる次第でございます。

最後に、中大法曹会の益々のご発展と会員各位のご健勝をお祈りいたします。

(平成四年十二月二十四日)

ご挨拶

中央大学総長・学長

高木友之助



一九九三年（平成五年）は、中央大学にとって記念すべき年となりました。念頭の本学の改革がここ数年来着々と具現化し、理工学部・文学部に繼いで、昨年末には総合政策学部の新設と法学部・経済学部にそれぞれ一学科の増設とが正式に文部省より認可されました。

ここに至るまでの道程を顧みますと、卒直に申して、何度か困難な状況がありました。元来樂天的な私もさすがに眼られぬ夜が続いたこともあります。よくもここまで到達することができたなあというのが偽らざる今の心境であります。

この間、常に私の心を支えてくれたのが、偏に教・職員・学員その他直接間接にご協力をいただきました方々の熱意とご鞭撻の賜であり心から厚くお礼申し上げます。特に法曹会には総合政策学部ばかりか法学部国際企業関係法学科の設置に関して多大なご尽力を賜わり深く感謝申し上げます。

また、一方で私を支えてくれたものは、外ならぬ先人の築き上げてくれた本学の歴史と伝統の重みです。その無言の叱咤激励がいつも私の心を支えてくれたことをここに申し添えます。

現代は激動と混迷の時代とよくいわれます。特に昨年来、内外の諸情況は政治的・経済的・社会的環境的にもあらゆる面において、従来の経験や原則では解決しえない、まさにかつてなかつた程の危機的な状況にあります。これまで科学技術の進歩こそが人類永遠の幸福と繁栄をもたらすものと思い込んでいた神話が根底から問い合わせなければならぬ状況に立ち至っています。あらゆる面で目指すべき行方が見い出せない不透明な状態にあります。大学とてその例外ではありません。

こうした状況の中で総合政策学部を新たに加えて六学部の体制が一応整いましたが、四月の開設以降さまざまの困難が予想されますし、大学院を中心としてまだまだ改革しなければならない問題が山積されています。

私は昨年の年頭に“流水先を争わず”という古い諺を引用して、わが中央大学建学以来の歩みを、調和と秩序を保ちながらも一瞬も止まることなく人類の平和という大海を目指して流れゆく大河に譬え、こうした心構えで努力しましようと訴え皆様と志を一つにして今日に到りました。混迷不透明の現在、流れ行く畔にしつかり脚をふまえ、二十一世紀を視点に据えつゝも建学の原点であるあの山間の清冽な泉に思いを馳せることもまた必要ではないかと思います。過去をふり返ることは今後の正しい方向決定のための大変なことであり、決して消極的な退歩を意味するものではありません。一九九三年の年頭に当って、建学当初の若き指導者の純粹な燃えるような情熱をふり返って、われわれの新たなる出発の契機にすることは大きな意味を持つと考えます。孔子の“温故知新”という有名な言葉があります。謙虚に昔に学んで、新しく行くべき方向を発見するという意味です。世阿弥もまた「花鏡」に“初心忘るべからず”といっていますが、これもまた同様の心構えです。先を焦らず、川の流れのように調和と秩序を保ちながら謙虚に過去を顧みることによって、混迷の危機の中に自ずから明日への道が開かれることを信じたいと思います。孔子や世阿弥のさきの言葉を今日的にいってみれば“顧みれば未来”とでもいえましょうか。謙虚に過去を振り返つたところに、われわれの求める未来がほほ笑んでいます。

最後に法曹会の皆様の益々のご活躍とご健勝を祈念しご挨拶といたします。

(一九九三年一月十八日記)

新たな協力態勢への出発に向けて

中 央 大 学

法 学 部 長 角 田 邦 重



一　およそ三年がかりで取り組んできた法学部の改革が、いよいよ実現の運びとなりました。国際化・情報化といった時代の変化に対応して、法学部にもうひとつ魅力をもった新しい学科をつくり、昭和二九年に政治学科が設置されて以来の二学科から、新学科を加えた三学科体制で出発する大きな改革と言つてよい内容なのです。改革にあたっては、既に検討の段階から、かねて法学部の改革について高い関心をもち熱心な意見を寄せていただいている中大法曹会の方たち、さらには国際企業法務で豊富な経験をもっておられる方たちと懇談する機会をもちました。その際にいただいた多くの貴重な意見や示唆によつて改革の内容がよりよいものになつたことに対し、この場を借りて、改めてお礼を申し上げたいと思います。

新学科の開設と、法律学科ならびに政治学科の思い切つたカリキュラムの変更からなる法学部全体の改革内容についても、既に報告をさせていただく機会をもちましたので、ごく簡単に特徴を指摘するだけにとどめます。

平成五年度から新しく出発するのは、定員一六〇名という比較的少人数の「国際企業関係法学科」です。新学科のコンセプトは、国際化・情報化に代表される急激な時代変動の原動力である国境を超えて展開される企業活動に

焦点を合わせ、そこから生み出されるさまざまな問題に、取引、雇用、規制、制裁、そして紛争処理といった法律学の立場から取り組もうというものです。法律学をベースとすることは勿論ですが、基本六法を中心とした法律学の体系的履修という伝統的法律学科とは異なり、国際取引法、国際経済法、開発の国際法、国際人権法、そして外国法科目などにアクセントをおき、さらに英語を中心とする外国語のコミュニケーション能力の強化に意を用いています。また、企業の組織と行動についての認識と、企業活動の国際化に伴う経済や文化摩擦、さらには環境問題などさまざまな問題に対する理解を深めるため、現代企業論、国際経済学、開発経済論といった経済学を中心とする企業関係科目と、平和学、国際政治学などの国際関係科目との総合的かつ学際的学修を意図しているのも新学科の特徴です。中大法学部は国家試験には強いが語学力は弱い、卒業生から国際派を出すのはもつと難しいという、これまでの固定観念を打ち破り、もうひとつ的新しい魅力をつけ加えることになるものと期待しています。

政治学科のカリキュラム改革も、「平和、自立、民衆（Peace, Autonomy and People）」をキー・ワードに、国際化・情報化の時代にふさわしい自立的市民の養成をめざして、政治社会コース、公共行政コース、国際関係コースという三つの穏やかなコース制の導入、外国语と情報教育の強化、環境学、女性学などの新しい科目の設置などなど、面目を一新した内容のものとなっています。

二 法学部改革の中心が、法律学科の改革にあることは言うまでもありません。司法試験法改革を踏まえて、法曹界に多数の優れた人材を輩出してきた中大法学部の伝統を守るために最大限の努力をしてみよう、「新生・法律学科」カリキュラムでめざしたのは、まさにこの点です。そのために、導入、基幹、発展・応用という順に法律学の体系的学習を確保するため、法学を始め基本六法科目の必修化を図ったこと、短期集中型のゼミスター制と年間を通して行う通年型の授業を同じ時間帯に設置して学生の自由選択を認めるクラス固定制の廃止など、いろいろな試みを取り入れています。これらによる教育効果がどこまであがっているかを点検する「自己点検・自己評価」の仕組み

をつくり、われわれの反省と持続的改革の体制をつくることとも、これから課題になるはずです。

これらに劣らず重要で画期的な試みは、中大法曹会からティーチング・スタッフを迎えることを予定した「法曹論」と「司法演習」の設置です。前者は、一年の前期に、後者は一年の後期と二年の前・後期、それぞれ半年、各二単位の正規の授業科目とし設置するものです。「法曹論」では、入学したての学生に対して、国家・社会がなぜ法曹という専門職業を必要とするのか、どのような役割を期待されているのかを現職の裁判官、検事、弁護士に直接語ってもらい、法曹としての使命感、やりがいといったものを実感することのできる機会を与えるようというものです。「司法演習」は、中大法曹会の実務法曹に講師をお願いし、憲法、刑法、民法の三科目について少人数クラスで事例問題を解きながら、基礎的知識とリーガル・マインドの何たるかについて理解を深め、同時に、法曹の魅力に接して学生の法律学への学修意欲を引き出し、持続していく役割を演じていただくことを意図して設置したものです。

中大法曹会からは、これまで幾度か、法学教育のあり方に関する提言がなされ、法学部との間で、数多くの意見交換の機会ももたれてきました。しかしどちらかと言えば、貴重ではあっても、外からの小うるさい苦言とそれに対する弁解の場といった観があつたことを否定できないように思います。今回の改革は、一過的ではなく恒常的に、また外からではなく内に入つてもともに法学教育の一翼を担い、そのなかでOBとしての熱意を生かして欲しいという、法曹会に対するわれわれの側からの要請の性格をもっています。この新たな段階に入った協力態勢の確立にむけて、一層のご協力を願いする次第です。

『法曹論』の原稿依頼を受けて



中央大学法学部教授

永井和之

この度「中大法曹」に法曹論ということで原稿依頼を受けた。しかし、いわゆる法曹の範疇に裁判官・検察官・弁護士が含まれることは異論がないであろうが、それ以上にどのような職業の人々を言うのかは必ずしも明らかではない。とはいものの、司法試験には合格したが、司法修習生にならずに、大学の助手・助教授・教授という経歴しかない私が、本当に法曹像を述べる資格があるのか考えているうちに、原稿依頼を断る機会を逸してしまった。そのため編集の方には迷惑をおかけすることになった。誠に申し訳なく思っている。

そこでここに来ては何かを述べなければならないということで、非常につたない短い文であるが、一応裁判官・検察官・弁護士の三者を念頭に置きながら述べさせていたことにした。しかし、この三者もその三者を統合するといふか、その上位の観念としての法曹を抽象的に述べることは、残念ながら浅学の身にとっては非常に困難な作業である。そこでしかるべき物の本によつてみたが、それも困難なことが明らかになるという結果に終わった。この三者の中でも種々の会社的機能があり、それぞれ職務を分担している。その中では税理士・弁理士・司法書士等の専門家と実質的に同じ仕事を行つている場合もある。また、三者が他の職種の人々と協力・共同で一つの職種を全うしてい

るという職務を見受けられた。このような中で非常に抽象的に敢えて言うならば、いわゆる法曹には他の職種の人々とは異なる役割が期待されているように思えた。それは社会の中で法というものを具体化するというか、具現化するという役割であり、社会の中で人々に法を理解させるというような役割である。ただそれ以上に積極的に法曹像を提起していくことができないので、いわゆる法曹三者ではないので、それほど多いとは言えない経験から、そして全く法曹三者から遠い一般の人よりは多い経験から、このような法曹はこまるなと思われる例を挙げる形で、消去法で法曹像にアプローチしてみたい。ただその際に弁護士をモデルに述べさせていただくが、これはそれだけ人々に身近であるということで、ご理解を頂きたい。

- ① 依頼者の必ずしも妥当とは言えない、敢えて言えば不公正な要求を抑制することができない弁護士は困ると思う。すなわち、法曹というものは時には依頼者の要求でも不公正な事柄には、それを正し適正な要求に導いていくべきものだと思う。このような判断ができるためには何が不公正で、何が公正な要求であるかを見極めるだけの判断能力が要求されると思われる。その際には法というものを体系的に理解し、法的な推論ができなければならないと思う。単に条文の文言をこうも読めるではないかというようなことで、全体としての法の考え方に対するような解釈をすることのないようにしなければならないと思う。またこここの事案解決が社会全体における解決の方向と異なることは、法秩序を混乱させることになる。そこで種々の事例に精通し、バランスのとれた判断力が必要とされると思う。もし、あえて従来の方向とは異にする見解を維持するならば、そこには従来の方向を乗り越えて、新しい方向を構築していく積極的な意義を認めるができるような、深い社会考察が必要であろう。
- ② 依頼者の適正な利益を適切に保護できる選択肢を上げ、戦略をねることができない弁護士では困ると思う。このためには、一つには正義にかなった利益のためには、万難を乗り越えて邁進する気持ちと行動力が必要であると思う。もう一つは依頼者の利益を適切に計るために法的な選択肢から、その他諸々の種々の選択肢を上げることがで

きるかどうかという能力と、その中からの具体的な選択肢を選択する過程においては、依頼者の負担する経費・時間を考えし、また依頼者の感情という問題までも考慮することができる能力が必要とされていると思う。

③ 具体的な依頼者のない事件の取り上げができることが要求されていると思う。日本社会の高度化の中で生じている種々の社会問題、例えば公害・環境破壊から、消費者・年配者・子供の権利の問題などから外国人の人権などの問題、そして不公正な経済取引という問題は、必ずしも具体的な依頼者がいなくとも積極的に法曹としての社会への発言が待たれていると思われるのに、具体的な依頼者がないかぎり発言しない法曹は困る。弁護士報酬が高いという先入観もあるであろうが、右に上げたような社会問題は、加害者の利益は莫大であるが個々人の被害・損害額が小さく個人では弁護士に依頼できないというような事情が認められる場合も少くない。このような場合に具体的な依頼がないかぎり発言しない、行動しない弁護士は困ると思う。法律扶助制度もしらない、一月二十四日が法律扶助の日だということを知らないというのが、現状であろうと思う今日、なおさら積極的な社会活動が望まれていると思う。

④ 身の回りにも多くの外国が存在している現在、そのような外国の文化（法を含む）に対する理解のない弁護士では困ると思う。身の回りにある外国とは、例えば、一方では輸入製品であり、隣人としての外国人であり、他方では輸出品であり、外国への旅行・居住である。そのような中での依頼者の利益を守るということは、我が国の文化・法のみが絶対的なものであるということでは真に守ることができない。各国の固有性と普遍性をふまえ、国際的な視野をもって今後の有るべき我が国の法の姿をも思い浮かべていかなければならないと思う。言葉が分かるというのではなく、異なる文化・法が分かるという弁護士が必要ではないかと思う。これは日本人の間でもお互いを理解することではないかとも思うが。

以上、思い付くままに法曹の有るべき姿を個々の法曹の姿として述べてきたが、以上で述べた弁護士を裁判官・檢

察官に置き換え、依頼者を社会・公益に置き換えるべきである。多分に法曹一般に当てはまるのではないかとも思う。ただし、このようなことは個人の資質の問題と置き換えててしまうことがある。そこで真の問題は、このような資質を持った法曹をいかに養成していくかという問題にあるのではないかと思う。その点で法曹教育の出発点である大学の法学教育ないし法曹教育の果たすべき役割は非常に大きいといわざるをえない。そこで現在の大学の法学教育に携わる者として、現状に対してもどのような認識を持っているのか赤裸々に述べる責務を負っているのではないかと思う。

確かに現在大学の法学教育は必ずしも法曹になる者だけを対象にしているわけではない。しかし中央大学法学部は伝統的に司法試験の合格者を多数輩出している以上、法曹教育に関しても社会的に責任を負っているはずである。誤解を避けるために言うならば、中央大学における法曹教育は社会的な責任であって、これは大学の偏差値を高めるためとか、名前を高めるためとかというような問題ではないはずである。そこで中央大学法学部の教員ならば、すべての教員が法曹教育に関して責任を分担すべきである。法職講座運営委員会のみに委ねられるべき問題ではない。しかし、残念ながら中央大学としてどのような法曹教育をすべきであるのかという検討が従来必ずしも十分になされていない。よって現状の分析も統計的に必ずしもなされてはいない。そこでここでも全くの私的な経験に基づくことと、私的な意見であることを断らなければならない。確かに大学における一般教育科目と専門教育科目の区分が廃止されるなどの外部的な環境変化の下で、法学部においてもカリキュラムが改正された。そこには半年間の「法曹論」や司法演習という講座が新設されている。そして今その具体的な内容や運用のための委員会が設けられつつある。しかし法学部の中でも法曹を目指している学生に多く接している教員と、身の回りには全くそのような学生が皆無に近い教員では、問題の所在に対する認識の差が見受けられるし、普段からの法曹教育への関心の差もあるように見受けられる。とするならば、その委員会がまた法職委員会のように法曹教育の請負い委員会にならないとも限らない。とするならば法曹としての素養を身に着けさせるための教育を、学部四年間で一貫して行うというときに、一般教育・語学

教育・専門教育の有機的な結び付きが確保され、その中で進めることができるのだろうか危惧の念を持つ。語学教育は語学教育という意義に留まらず異なる文化の理解に進むものであろうし、一般教育で得る科学の基礎知識や教養は高度に発達した社会を理解するためには必要であり、高度の科学技術を理解するために必要であろう。法律科目の中でも基礎法や外国法はますますその重要性が増していると思われる。各論的な諸法は学部四年間では教育することが困難であるので、大学院の修士課程がそれにあたるべきである。このような体系的な法学教育によって、またその意義を全教員が理解することによってある種の司法試験受験生の誤った受験勉強を是正できるのではないかと思う。全教員がそのような司法試験受験生の誤った受験勉強を、そして法律への偏見をたださなければ、一部の教員の努力では限界がある。その際法学教育と法曹教育を全く異なるという理解は誤りではないかと思っている。眞の法学教育は法曹教育の基礎となるものであり、法曹教育はそのうえに更に高度の専門教育と位置付けられるものと思う。その意味でも中央大学法学部の全教員は先程の司法試験合格者を多数輩出している社会的責任からも、また法学教育の意義から言つても法曹教育を真剣に考えるべきであろう。

以上、個人の素質と素養という視点から法曹への期待を独断と偏見に基づいて述べてきたが、そのような法曹を養成する制度において司法試験とそれに続く司法研修所は更に重要な位置を占めている。しかし、ここではその点にかかる専門家に委ねたい。また、個人的には以上のような資質や素養を有している法曹が、その能力を十分に發揮しうる社会的な環境整備も必要とされていると思う。その環境整備ということでは司法扶助も大事であろうが、司法試験合格者増加による問題や外国法弁護士の問題のような法曹人口の増加の問題も大きい問題であろうと思う。弁護士に無償の奉仕を求めるわけには行かないにもかかわらず、社会的に大きな役割を求めるとき、法曹人口の適正な規模を真剣に検討すべきであろうと思う。また独立した弁護士も種々の組織を整備して行かなければ、複雑化した高度の判断を要求される社会の需要に答えることは出来ないであろう。そのような社会的な環境整備を個人の資質と素養と

ともに充実させていくことがこれからはより一層必要とされている時代であると思う。
大変拙い文で貴重な紙数を浪費したことを最後にお詫びします。

中大法曹会への期待



中央大学学員会会长 堂野達也

母校中央大学は、平成五年度を期して約四〇年ぶりに、総合政策学部を設置し、従来の五学部制が六学部となり、また、法学部に国際企業関係法学科が、経済学部に公共経済学科が新たに設けられ学界で有名、有力なる先生方を迎えて開講の運びとなつたことは、二一世紀へ向けて発展の足場を整えたと言えよう。

しかし、周辺のもろもろの環境を顧みれば、必ずしも無批判に喜んでばかりおられない。既に、十数年来、大学教育に携ってきた人々が口にしているように、一九九二年（平成四年）をピークとして、大学を志望する高校卒業生は激減し、数年後には、戦後躍立された私立大学のうちに倒産するものも出るのではないかとさえ言われる中で、この新しき出発を走り切るために、物心両面において、異常な決意と努力を要することは勿論である。加えるに、わが国の経済は、バブル崩壊後の不況を最小限にとどめるため、補正予算による公共事業の前倒し、金融引締め、企業の整備等の対策にもかかわらず、急速な景気回復は期待困難な状況に在ると言われている。これには政治腐敗による施策渋滞も大きな影響を与えていたようである。このような情勢の下で、中央大学々員会は、その目的の一つである母校の発展と使命達成に寄与するため如何なる具体的方針を打ち出すべきであろうか。

さて、中大法曹会は、昭和二四年一〇月、学員会が戦後再建される以前に、中大出身の在京の裁判官、検察官、弁護士等法曹関係者をもつて創立され、その目的は、会員の親睦をはかり、母校中央大学の興隆と司法の発展に寄与することにあった。その後、昭和二六年八月、学員会が全国六二の地域支部を中心として再建されて、法曹会は、昭和二八年一二月、職域支部第一号として学員会に参加した。法曹会は爾来、毎年母校卒業生の司法試験合格者の増加と共に、司法関係への進出も目覚ましく、会員は年々増加して学員会における最も有力な支部として、その勢力を伸長した。これに伴つて法曹会の母校に対する貢献もだんだん高くなつた。もつとも、母校が法律専門学校として創設された関係から、前述の通り司法関係で活躍する学員が多く、法曹会設立当時既に大学と関係を持つ会員も多く、大学と愈々密接な関係を持つに至つた。爾来、母校の理事長、理事、監事等を間断なく送つて大学の発展に協力してきたのである。

言うまでもなく、われわれが母校というのは、学校法人中央大学が教育、研究の目的を達成するために設置した中央大学を指称しているのである。その母校が大学として、教育を通じて優秀な人材を社会に送り出し、研究の精華をもつて社会に貢献してこそ、大学としての存在価値が認知されるのである。他面からいえば、その大学卒業生が、社会のために各方面で活躍することであり、研究の結果が、広く著書、論文として公表され、あるいは、実践を通じて社会のために役立つことによつて、その大学の評価が格づけされるのである。その意味で、学員はひとしく母校の教育、研究の成果に大きな期待を寄せているのである。

そこで、改めて大学（母校）と学員との関係を観察する必要がある。母校の教育、研究は、教学の担当するところであつて、教育、研究の自由が唱えられ、自治権によって守られていると称する。法人大学は単なる経営者としての責任を持つに過ぎない。

世間では、大学と卒業生の関係で、卒業生は金を出しても口を出すなどいわれていると聞く。しかし、大学が卒業

生の口を封ずようなことでは発展を期し得ない。卒業生が大学の教育や研究にみだりに容喙すべきでないことは勿論であるけれども、真に、大学の発展のために意見を述べる機会を與えらるべきではないか。

さて、本学の場合、学員会は大学の発展のためと信する事項について発言することはあるけれども、教学の固いガードは冒すことはできない。しかし、法人大学の理事、監事には、多くの学員が就任しているのであるから、学員会の意のあるところについて、経営上の立場から、何らかの形で発言されているものと推測している。

母校は、つとに、法律の中央といわれ、法学部の教育、研究が母校の名声を保つ上でも最も重要な要素の一つである。法曹会が法職課程を通じて、会員各位の犠牲において多くの貢献をされている。司法試験合格者を一人でも多く出すことの重要性は理解できる。しかし、現在、最も重要なことは、大学の運営如何によつて、大学自体の存立にかかることである。法曹会は二十数年前より大学問題特別委員会を設置し、母校の問題について検討を重ねて来られた実績に鑑み、前述した母校の現況並に将来について、積極的な意見を開陳することを期待したい。母校に対して最も有力な発言をできるのは、法曹会をおいて他にないと信する。母校の名声を高め、大学としての存在価値を広く社会に認識せしめるために、強力な発言を要請して止まない。

それではどんな問題について意見を述べるべきかについて、私見として次の如き具体案を提示したいので参考とせられたい。

第一 優秀な入学志望学生を募る方法

司法試験合格者増についても優秀な学生を得なければ困難。

第二 新学員の就職問題

日本経済は当分不況、卒業生の就職について配慮をしなければ、入学志望者も減少、大学の滅亡にかかる。

第三 評議員会の改組と評議員選出方法の問題

第四

現在の評議員会は有名無実の感がある。また、評議員の選出方法について考えること、大学と学員を直結するため、その一部を学員の選挙によって選ぶこととする。

大学における各種スポーツの振興問題

学生スポーツが振うことは大学の明朗化となり、社会的にも広告的役割りを果し、学員の母校への関心を呼ぶ。

(一九九三・一・三)

中央大学学員会と法曹会

中央大学学員会副会長

大 西

保



一 学員会の組織

私は平成四年六月一日から中大法曹会の推薦で学員会の副会長に就任しました。今日迄約半年の間、学員会の内部から学員会の実情を見てきましたが、学員会組織が広大で、その活動の多忙さに驚いています。

中大卒業生の総数は亡くなつた人を含めて、約三八万九〇〇〇人で、そのうち住所判明者が約二五万人とされ、そのうち学員会会費を納入して学員会会員として登録されている人は約七万人に過ぎません。

学員会の支部は地域支部が八八、職域並びに年次支部五六（職域支部のうちでは中大法曹会が最大で、卒業年次支部は約十六で遂次増加しています。）支部の合計は以上で一四四になります。学員会の運営に当たる役員は会長が堂野達也さん、その下に副会長が一〇名で、元中大学長の井上達雄さん、南甲俱楽部所属の長島秀雄さん、学員体育会名誉会長の野村権之亮さん、北海道旭川支部長の弁護士大塚重親さん、国会白門会の廣瀬秀吉さん、中京地区の真鍋正雄さん、大阪支部長・きんでん社長高橋季義さん、白門婦人会元会長の市橋千鶴子さん、卒年次代表で二八年次卒の飯塚久子さん、それに私を加えて一〇名です。学員会の協議員は八〇〇名以内で協議員会を構成し、

このうち約一〇〇名が幹事、うち二五名が常任幹事、会計監事五名で、それぞれ幹事会、常任幹事会を構成しています。右の役員について、会長・副会长は概ね一ヶ月一回、協議員会は年一回、常任幹事会、幹事会は隨時招集されて、学員会の運営について協議が行われています。

二 学員会本部の業務

本部事務局には事務局長とその下に数名の職員が執務しています。本部と全国各支部との連絡、学員時報の発行、学員の住所・氏名の把握、新入会員の募集等でいつも繁忙を極めています。最近学員一人ひとりについてコンピューターによるデーターが整えられつつあり、完成の上は学員の把握が極めて迅速、的確になることが期待されます。

三 学員会に於ける中大法曹会の地位

学員会の役員のうち中大法曹会員は会長・副会长二名（但し一名は白門婦人会）、幹事一六名（内四名常任幹事）、会計監事一名の合計一九名で役員の約二〇%が中大法曹会員によつて占められています。このことは学員会の長年の活動の中心勢力に法曹会員があつた歴史的事実を物語るものであります。卒業年次支部結成が盛んになり、学員会役員の数が限られているので、活性化を図るため中大法曹会の選出の役員を減少すべきであるとの声が聞かれました。しかし、役員の若年化だけによって学員会の目的を達成し、その成果が実現出来るかどうか私は強い疑問を抱いています。学員会の役員は会議に参加するだけでも自らの本業以外のことで大切な時間を費消しなければならないのですから、働き盛りの少壮有為の人材には学員会のことには無報酬で没頭することを期待するのは無理ではないでしょうか。

四 中大法曹会への要望

(一) 中大法曹会に対しても学員会の協議員など全體の一割近くもいて多過ぎるとの非難を耳にします。学員会の役員選考委員会に出席した際に、強くこのことを主張する人がいます。中大法曹といつても東京、第一、第二各弁

護士会員、東京検察及び裁判官から選出されるので他支部の三つか五つの数に相当する協議員がいても、そう多い数にはならないのです。多くの役員を法曹会が独占しようとするような考えはないのですが、学員会に於ける過去の実績から今日の結果になっているのですから、法曹会員としては他支部のことも考慮しながら適正なる数を維持すべきであります。

(二) 中央大学が日本的に誇れるためには伝統的立場からして司法界で活躍することが大切であります。私どもはそのためには司法試験の合格者を全国第一位になるように後輩の指導に力を致さなければなりません。今年から法職講座の新しい試みとして中大法曹会から多数の講師が選出されて後輩の指導に当たることになったようですが、その成果を期待したいと思います。

(三) 私ども副会長は、全国各地の学員会支部総会に学員会を代表して会長の代役で出席していますが、私が特に感銘を深くしているのは、北海道でも九州でも東京から遠隔の地にある学員の皆さんのが母校愛に燃えておられる姿に接することであります。大学の地元で而も中大学員会の最も有力なる支部である中大法曹会は全国の学員の母校に対する期待を片時も忘れることなく、真剣に母校の発展のために尽力して頂きたいと思います。

以上